

会 議 録

会議の名称	2024 年度那珂川市男女共同参画審議会（第 2 回）		
開催日時	2024 年 12 月 11 日（水） 19：00 ～ 21：00	開催場所	本庁第 2 別館大会議室
出席者	1. 委員 小森委員、東委員、倉富委員、大西委員、吉田委員、原口委員、衛藤委員、 宅嶋委員、柴山委員、前田委員、乾委員、常深委員、川添委員、八代委員 2. 執行機関（事務局） 小金丸・岡村		
配布資料	1. 男女共同参画審議会レジュメ、2024 年度男女共同参画審議会スケジュール（案）、プラン報告書質問事項、別紙①、別紙②、別紙③、別紙④、別紙⑤		

1 会長あいさつ

2 審議事項

（1）2024 年度男女共同参画審議会スケジュールについて

第 3 回審議会日程：2025 年 1 月 30 日（木）19 時から

（2）那珂川市男女共同参画プランの質問について

事務局：前回の審議会で質問された事について、担当課に確認したので回答いたします。大綱ごとに進めていきます。

事業番号 1 ジェンダーにとらわれない就学前教育の推進

（質問）小・中・高での名簿の順番、児童生徒の呼称について情報が欲しい

事務局：この事業の担当課は保育所と幼稚園ですが、小・中・高の並ぶ順番、呼び名について取り組みについて質問がありましたので回答いたします。

高校については所管外のため小・中学校のみの回答となります。

小・中ともに名簿は名前順、呼び方は特に取り決めはしていませんが、基本的にさん付けで呼ぶことが当たり前となっています。

事業番号 4 教育相談体制の充実

（質問）具体的な相談件数

事務局：児童生徒支援員による相談件数が 885 件、スクールソーシャルワーカーへの相談件数 226 件、教育サポートセンターへの相談件数 106 件、スクールカウンセラーによる総対応時間が 532 時間です。

事業番号 5 学校教育におけるジェンダー平等の推進

（質問）どのような指導を行ったのか

事務局：道徳の授業の中で男女の公平をテーマとした授業を実施しています。

事業番号6 小・中学校の教職員を対象とした研修の充実

(質問) どのような研修を行い、参加人数はどれくらいだったか

事務局：那珂川市人権・同和教育研究協議会学校部会の取り組みについて、定例学習会で性についての講話の実施や「パートナー21」を小中学校に配布しジェンダー平等や性の多様性に関する担当者学習会を実施しました。

情報提供・啓発については、那珂川市同和問題講演会の参加や担当者が全国人権教育研究協議会や福岡人権・同和教育研究協議会の研修などに参加しました。

さらに、小学校7校、中学校3校において性的少数者の人権に関する校内研修を実施しました。

事業番号7 小中学校に通う児童・生徒の保護者への啓発の推進

(質問) 通知に関して保護者からの反応はあったか

事務局：問い合わせ等は無く、保護者への反応は確認できていません。

事業番号11 SDGsに関する学習機会の提供

(質問) 設置したチラシはどのくらいの人に見られているか

事務局：男女共同参画推進センターあいなかは常時開放しておりますので正確な人数は分かりませんが利用者数は682人です。大綱1の回答については以上です。

委員：大綱1の回答について質問はありますか。

事業番号1について

委員：高校の情報が分からないことは仕方ないことでしょうか。

所管が違うことは理解していますが、那珂川市全体のジェンダー平等を推進していくうえで市にある高校の事を知る必要があると思います。回答の有無はともかく調べることはして欲しいと思います。

事務局：検討します。

事業番号4について

委員：それぞれどのような仕事をしている方たちですか。

事務局：担当課に確認して次回の審議会でお伝えします。

事業番号6について

委員：学同研の定例学習会で性についての講話は実施していないと思います。

事務局：担当課に確認して次回の審議会でお伝えします。

委員：高校の話になりますが、女子商は以前デート DV の研修をしていましたが現在はどうなのか確認してほしいです。

事務局：確認して次回お伝えします。

委員：他に質問はありますか。次の大綱をお願いします。

事務局：大綱 3 の質問について回答します

事業番号 31 事業所に対するジェンダー平等の推進状況の調査実施

(質問) 報告書とはどのような内容か

事務局：別紙②の男女共同参画推進状況報告書をご覧ください

登録してもらった業者には必ずこちらの報告書を提出していただいています。

この報告書を記入していただくことで、業者の意識づけや状況を把握しています。

事業番号 32 事業所に対する雇用におけるジェンダー平等の推進

(質問) 設置しているチラシはどのくらい持って行かれているか、その反応は

事務局：反応や問い合わせは特にありません。

事業番号 33 市職員を対象とした研修及び相談体制の充実

(質問) ・実施の相談件数

- ・相談員は誰が担っているのか
- ・相談員のための研修は行っているのか
- ・「若手職員」の範囲は

事務局：昨年度のハラスメント相談員への相談件数は 0 件です。相談員については別紙③那珂川市職員のハラスメントの防止等に関する規程をご覧ください。そちらに記載されている課から 1 名ずつ相談員として選出しています。相談員に対する研修については、各課から適任者が選出されているため研修の実施は行っておりません。要望があれば実施を検討します。若手の範囲については 4～6 年目の職員としています。

事業番号 35 市民・事業所におけるハラスメント防止に関する啓発

(質問) 講座の実施を報告しているが、参加者を増やす方策はあるか

事務局：効果的な集客を行うため、NWEC の企画書を活用し、テーマによって対象者や連携先あいなか利用登録団体と検討し、周知を行いたいと思います。

事業番号 42 男性の家事育児等への参画を促す講座の充実

(質問) チラシはどのくらい見られているのか

事務局：事業番号 11 の回答と同じです。

大綱3の回答は以上です。

委員：大綱3について質問はありますか。

事業番号33について

委員：実際の相談件数が0件ということはしっかりと周知がされていないのではないのでしょうか。

各課からの適任者とあるがハラスメント相談員になる条件というのは提示されているのでしょうか。ハラスメント相談は相談する側にとってはとても大きな負担になると思います。良く分からない人には相談できないと思います。

こういう人を選んでいるという明確な基準のようなものはありますか。

事務局：まず、ハラスメント相談員の周知につきましてはグループウェアがあり、そちらで周知されていますので全職員確認をしております。

適任者については、建物に1名設置しており、相談業務に携わっている課に依頼をかけ、課内で決定をしています。

委員：相談員が職員では相談できないと思いますし、相談員への研修は必要だと思います。

委員：相談件数が0件ということはこのシステムがきちんと稼働していないということではないのでしょうか。

委員：今、ハラスメントが問題になっているところが多いので、しっかりと対策、相談窓口の充実を図るべきだと思います。次回の審議会でも人事秘書課と意見交流はできませんか。

事務局：担当課に確認します。

事業番号42について

委員：県などの講座情報のチラシを男女共同参画推進センターに設置しても市民への周知に繋がらないと思います。今後、講座の情報などSNSを使って発信してもいいと思います。

事務局：講座の周知などについては、団体などと協議しながら検討していきたいと思っています。

事業番号53 地域におけるジェンダー平等の普及と啓発

(質問)・団体への支援が地域における啓発にどの程度繋がると考えているか

・研修の参加の実績が結びつかない理由をどう考えているのか

事務局：団体と協働で啓発活動を行っており、市単独で事業を行うよりも地域の実情に根差した啓発に繋がっているため、重要と捉えています。

また、費用が発生する研修が少なくなっており、団体が参加する講演会や市内の講座などの実績はカウントしておらず、日本女性会議が開催されないことも原因となっています。

事業番号 61 女性職員の登用と職域拡大

(質問) 職員の意識アンケートは行っているのか

事務局：特定事業主行動計画策定時に実施しましたが毎年は行っておりません。結果は別紙④特定事業主行動計画をご覧ください。

事業番号 62 職員の育児等の両立支援

(質問) 実際の休暇の取得状況はどのようになっているのか。休暇を取得しやすい環境整備とはなんですか

事務局：実際の休暇の取得状況については、別紙⑤那珂川市特定事業主行動計画に伴う取り組みの実施状況をご覧ください。

休暇を取得しやすい環境整備は、年次有給休暇を10日以上取るように全職員に周知しています。また、カエル会議の実施を促し、課のコミュニケーション活性化に繋げ、休暇を取得しやすい環境を作っています。

カエル会議とは、働き方改革の一環で業務の効率化を図るために課内で行われている会議です。まずは自分の業務を見直して、効率的に計画的に行うことで休日の取得しやすい環境づくりに繋がっています。大綱6の回答は以上です。

委員：全職員というのは正職員のみですか

事務局：会計年度任用職員も含まれています。

委員：特定事業主行動計画の資料を見ていたら、管理職級の女性職員は減少しています。これについて市はどのような取組みをしているのかも人事秘書課に確認したいです。

事務局：かしこまりました。担当課に伝えます。

委員：他に質問はありますか。無ければ議事を終了します。

(3) その他

委員：3月に市長に男女共同参画審議会に出た意見を意見書として提出します。

記載したいことがあれば次回の審議会でお伝えください。

昨年は、報告書への具体的な数値の記載や年度を西暦表記で記載してほしいなどといった内容でした。次回の審議会では人事秘書課をお呼びして意見交流を実施会いたいです。

事務局：人事秘書課の職員が対応可能かどうか確認します。